

II 指定申請について

9 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業）開始の届出

障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業等を開始する場合は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、あらかじめ栃木県に届出を行う必要があります。

各事業の指定申請を行う際に、あわせて開始届を提出してください。

※提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。（指定申請と同ページ。）